

○大府市障がい児等保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身に障がいを有し、又は個別支援を要する児童で、原則として保育を必要とする児童（以下「障がい児等」という。）を市内の特定教育・保育施設（以下「保育所等」という。）に入所させ、健常児とともに集団保育をすることにより、社会性、情緒等の成長発達を促進する等障がい児等に対する適切な援助を実施することによって、当該障がい児等の福祉の増進を図ることを目的として実施する大府市障がい児等保育事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、おおむね3歳児以上の心身に障がいを有し、又は個別支援を要する児童であり、原則として集団保育が可能で、保護者等の送迎により通園可能な児童とする。

(事業の実施)

第3条 事業は、保育所等において行う。

(入所児数)

第4条 保育所等が受け入れる対象児童の人数は、それぞれの保育所等において健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数とする。

(処遇の検討)

第5条 社会福祉事務所長は、対象児童の心身の状況を把握し、処遇を検討するため、愛知県知多児童・障害者相談センター等と協議するものとする。

(検討機関)

第6条 保育所等における個別支援の検討は、大府市障がい児等保育所等支援検討委員会が行うものとする。

(加配保育士)

第7条 事業を行う保育所等には、障がいの種類及び程度によって加配保育士を配置することができる。

(研修)

第8条 社会福祉事務所長は、対象児童に対する保育に当たる保育士に研修の場を提供することに努め、専門的な知識及び技術を習得させるものとする。

(保育方法)

第9条 対象児童に対する保育は、その特性等に十分配慮して、健常児との統合保育を行うものとする。

2 対象児童に対する保育は、事故の防止及び安全の確保に十分留意して行うものとする。

3 対象児童に対する保育は、保育の実施についてその保護者の了解及び協力を得て行うものとする。

(保育時間)

第10条 保育時間は、午前8時から午後4時までとする。ただし、必要があると認めるときは、協議して変更することができる。

(退所等の措置)

第 11 条 保護者から退所の申出がなされたとき、又はその児童が健常児との集団保育が困難であると認められたときは、関係機関と協議し、退所又は休園の措置をとるものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。